

# 令和元年度第2回善通寺市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 令和2年1月30日（木）午後2時～午後2時30分

開催場所 善通寺市役所 3階 大会議室

出席委員 松前 美津枝 藤田 諭史  
藤澤 孝男 高尾 亮輔 香川 宗寛  
高畑 光宏 大塚 京子

事務局 保健福祉部長 大川 浩司  
市民生活部長 加藤 光宏  
保健課長 内田 弘子  
保健課長補佐 北谷 真有美  
税務課長補佐 山下 義喜  
税務課長補佐 秋山 稔  
保健課係長 山野 芳典  
保健課主事 山下 直記

議事 (1) 諮問事項  
善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正（案）について

(2) 報告事項  
平成30年度特別会計国民健康保険決算について  
平成30年度特定健康診査等の実績について

## 議事録

(事務局)

これより令和元年度第2回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

日頃は、本市の国民健康保険事業に、御理解と御協力をいただきありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきありがとうございます。

本日の議題といたしましては、諮問事項として、善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正案について御審議いただきたく存じます。

また、平成30年度の決算及び特定健康診査等の実績の報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、本来なら、市長が参りまして御挨拶を申し上げるところですが、あいにく公務のため、代わりに保健福祉部長が御挨拶申し上げます。

(保健福祉部長)

本日は、本年度第2回目の国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、公私御多忙のところ御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃は本市の国民健康保険事業に対し格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国民健康保険事業は、平成30年4月から香川県が財政運営の主体となる広域化が開始されました。事業開始以来の大幅な制度改革でしたが、おかげをもちまして、滞りなく運営ができております。広域化に際し、貴重な御意見を賜りましたことに対し改めて御礼申し上げます。

さて、昨年12月20日に令和2年度税制改正が閣議決定され、国民健康保険は今後高齢化等による医療費の増加が見込まれることから、負担感が大きいといわれる中間所得層の負担をできる限り緩和する狙いで、国民健康保険税の賦課限度額の引上げが示されました。実際の限度額は、国が政令で規定する金額を上限として、国保税の賦課・徴収主体である市町村がそれぞれ条例で定めることとなっておりますので、委員の皆様には御審議いただきたいと思っております。また、併せて軽減判定所得の基準額引上げについても御審議をお願いしたいと存じます。

最後になりましたが、本市の国民健康保険事業が健全に運営できますよう、委員の皆様方の御指導と御助言をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

(事務局)

次に、運営協議会について説明いたします。

お手元の資料16ページの善通寺市国民健康保険運営協議会規則を御覧ください。

運営協議会は市長の諮問機関として設置され、規則第2条に掲げる事項を審議するものとしております。例えば、国保税や保険給付に関することについて御審議いただきます。委員の任期は3年です。本日は改選後、初めての会議ですので、事務局から、委員の御紹介をさせていただきます。

資料15ページの、国民健康保険運営協議会委員名簿を御覧ください。

はじめに、被保険者を代表する委員としまして、松前美津枝委員、藤田論史委員、坂本光男委員の3名で、皆様、再任でございます。坂本委員におかれましては、本日、所用のため欠席でございます。

次に、保険医又は保険薬剤師を代表する委員としまして、藤澤孝男委員は再任、高尾亮輔委員は新任、香川宗寛委員は再任でございます。

最後に、公益を代表する委員としまして、高畑光宏委員は再任でございます。大塚京子委員は市健康推進員連合会長を務められております。新任でございます。川村隆亮委員は市連合自治会長を務められております。新任でございます。本日は、所用のため欠席でございます。

以上9名でございます。本日は、7名の委員に御出席をいただいております。出席者が委員の区分ごとにそれぞれ過半数を超えておりますので、運営協議会規則第7条により本日の会議が有効に成立していることを報告いたします。

では、次第3の会長選出に移りたいと思います。会長は、運営協議会規則第4条第1項に基づき、公益を代表する委員のうちから選出することとなっております。会長の選出について、何か御意見はございませんか。

(委員 意見なし)

特に意見がないようですので、事務局から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

ありがとうございます。事務局としましては、前回会長の高畑委員にその経験から引き続き会長をお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(委員 異議なし)

異議が無いようですので、会長には高畑委員を選出することになりました。よろしくお祈いします。高畑会長は会長席に移動をお願いします。

それでは、高畑会長から御挨拶をお願いします。

(会長)

ただいま、会長の御指名をいただきました、公益代表の高畑でございます。国民健康保険の被保険者が公平かつ、安心して本制度を利用でき、国保事業が健全に運営できますよう、運営協議会として、助言していきたいと考えておりますので、各委員の皆様も御協力をお願いいたします。

今回は、国民健康保険税の賦課限度額の改正について諮問があり、本協議会の意見を求められているところでございます。また、平成30年度の決算及び特定健康診査等の実績についての説明もありますので、皆様にはきたんのない御発言をお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶といたします。

(事務局)

ありがとうございました。これ以降の会議の進行につきましては、運営協議会規則第8条第1項の規定により会長をお願いします。

(会長)

まず、本日の会議録の署名委員を指名します。本日の会議の署名委員につきましては、藤田委員と香川委員を指名いたします。よろしくお祈いいたします。

(会長)

次に、諮問事項の善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正案について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

お手元に諮問書の写しをお配りしていますので御確認ください。詳しい内容については、税務課の方から説明いたします。

税務課から、諮問事項となっております賦課限度額の改正を含め、令和2年度税制改正について説明いたします。それでは資料1ページを御覧ください。

1ページ目は令和元年12月20日に閣議決定された令和2年度税制改正のうち、国民健康保険税の改正内容を抜粋したものです。この改正内容につきましては、令和2年4月1日に改正後の関係政令が施行される予定となっております。改正内容は、大きく分けて2点あります。1点目は、今回諮問いたします賦課限度額の引き上げです。2点目は、低所得者に係る保険税の軽減対象者の拡大です。

まず、賦課限度額の引上げについて説明いたします。2ページ目を御覧ください。これは限度額を引き上げることにより、今後の税率改正の際、中間所得層の被保険者に配慮した見直しが可能となること、又、全国レベルで基礎課税、後期高齢者支援金等課税、介護納付金課税の限度額超過世帯割合の均衡を図るため、実施されるものであります。

内容としては、基礎課税の限度額が61万円から63万円に引き上げられ、介護納付金課税の限度額が16万円から17万円に引き上げられます。4ページ目には、参考資料として、現在の県内自治体の税率及び賦課限度額を記載していますが、現在、本市を含め県内8市9町全てにおいて、国の政令に基づく賦課限度額を適用しております。この改正は、一部の被保険者に更なる負担をお願いするものではありませんが、国保税収確保のため、令和2年度におきましても限度額引上げのための条例改正を行いたいものでありまして、本協議会の御意見を伺いたく、諮問させていただきます。なお、2ページ目で試算しておりますとおり、43世帯を対象に、101万円程度の調定額の増額を見込んでおります。

次に、低所得者に係る保険税の軽減対象者拡大について御説明いたします。3ページ目を御覧ください。地方税法施行令の改正によりまして、5割軽減の所得判定の際、国保被保険者数に乗ずる金額が、28万円から28万5千円に、2割軽減の所得判定の際、国保被保険者数に乗ずる金額が51万円から52万円に引き上げられる予定です。改正後の判定所得を適用した場合で試算した結果、新たに42人、21世帯が軽減対象となり、調定額は、約81万円程度の減額となる見込みです。なお、この軽減判定所得の改正につきましては、納税者有利となる改正であることから、例年、専決処分で行い、その後の協議会で報告させていただいております。また、軽減判定所得の算定における基準額及び国保被保険者数の改正については、令和3年度分以降の国民健康保険税について適用するとなっております。以上で税務課からの説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、質疑をお受けしたいと思います。

(委員)

改正の適用時期が令和3年度ということですが、来年の4月からということでしょうか。

(事務局)

2点目に説明いたしました低所得者に係る保険税の軽減対象者拡大については、令和3年度から、つまり来年の4月から適用する予定となっております。1点目の賦課限度額の引上げについては、令和2年度から、つまり今年の4月から適用する予定となっております。

(会長)

他に何かございませんでしょうか。

運営協議会といたしまして、この諮問事項について答申をするわけですが、改正について異議や反対意見がないようですので、改正については適正ということによろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

(会長)

ありがとうございます。それでは、答申書の内容ですが、改正は適正であるという内容で作成することとし、作成については会長に一任していただけますでしょうか。

(委員 異議なし)

(会長)

ありがとうございます。答申書ができましたら、後日、委員の皆様に郵送いたします。

(会長)

続きまして、報告事項の平成30年度特別会計国民健康保険決算について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、平成30年度特別会計国民健康保険の決算について説明いたします。資料5ページを御覧ください。こちらは、歳入の状況になります。1国民健康保険税の決算額は、6億2,429万7,574円であり、前年度と比べ2,251万264円の減

となっています。これは、世帯数と被保険者数の減少によるものです。2 使用料及び手数料は、3 1 万 4, 8 0 0 円であり、これは国保税の督促手数料です。

続いて、3 国庫支出金、4 療養給付費等交付金、5 共同事業交付金についてですが、備考欄に広域化に伴い、県に交付されることとなったと記載していますが、これについて詳しく説明いたします。平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者になり、財政運営の責任主体になりました。これに伴い、国などからのお金の流れも変更になりました。この制度改正を広域化といいます。市が負担した医療費は、市が賦課徴収する国民健康保険税と国などからの交付金で賄われています。この国などからの交付金は、平成29年度までは、市に直接交付されていました。それが、広域化に伴い、平成30年度からは、県に交付されることになりました。そのため、3 国庫支出金、4 療養給付費等交付金、5 共同事業交付金の平成30年度の決算額が前年と比べて、大きく減額となっております。県は、国などからの交付金を財源に、市が負担した医療費に対して、国民健康保険給付費等交付金を交付します。6 県支出金が前年度と比べて、大きく増額となっているのはそれが理由です。平成30年度における国民健康保険給付費等交付金は備考欄に記載していますとおり、2 5 億 9, 1 0 8 万 6, 6 1 8 円です。

次に、7 諸収入は、9 9 1 万 5, 0 2 6 円であり、主なものは第三者納付金があります。これは交通事故等により国保を使って治療を受けた場合における損害賠償金のことです。8 繰入金は、3 億 4, 3 3 6 万 5, 1 6 8 円であり、これは一般会計から特別会計国民健康保険への繰入金です。前年度と比べ6, 1 3 4 万 3, 4 1 6 円の増となっているのは、その他繰入金が5 0 0 万円から6, 0 0 0 万円に増えたことが主な理由です。1 0 繰越金は、6, 1 7 0 万 9, 1 3 1 円であり、これは平成29年度が黒字決算となったため、30年度に繰り越したものです。1 2 前期高齢者交付金は、国庫支出金等と同様に、広域化に伴い県に交付されることとなったため、決算額が0となっております。歳入合計3 6 億 8, 6 5 6 万 8, 3 6 9 円です。

続きまして歳出ですが、6 ページを御覧ください。

1 総務費、2, 4 5 5 万 2, 0 0 8 円。2 保険給付費は、2 6 億 5 4 7 万 6, 3 7 3 円であり、前年度と比べ7, 9 1 6 万 8, 2 3 1 円の増となっています。4 共同事業拠出金については、広域化に伴い、県が納付することとなりました。5 保健事業費は、2, 6 4 2 万 7, 0 4 9 円であり、主なものは特定健診の委託料です。7 諸支出金は、4, 6 6 2 万 4 9 7 円であり、主なものは前年度の国庫支出金の返還金です。8 介護納付金、9 後期高齢者支援金等、1 1 前期高齢者納付金等については、広域化に伴い、県が納付することとなりました。1 2 前年度繰上充用金は、平成29年度が黒字決算となったため、平成30年度においては支出がありませんでした。1 3 国民健康保険事業費納付金については、先ほどの歳入の説明の際に、市が負担した医療費に対し、県が交付金を交付するようになったと説明しましたが、その交付金の財源に充てるため、各市町が県に納付するものです。決算額は、9 億 4, 3 0 2 万 8, 6 2 4 円です。歳出合計は、3 6 億 4, 6 1 0 万 4, 9 7 8 円であり、決算額は、4, 0 4 6 万 3, 3 9 1 円の黒字となりました。この黒字は、前年度繰越金として今年度予算の歳入に計上します。

以上で、平成30年度国民健康保険決算の報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、質疑をお受けしたいと思えます。

(委員 特になし)

(会長)

ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結します。

(会長)

次に、報告事項の2点目の平成30年度特定健康診査等の実績について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは特定健康診査の実績について御説明します。8ページを御覧ください。平成30年度の特定健診は男性が対象者2,267人のうち890人が受診して、受診率は、39.3%、女性は対象者2,561人のうち1,173人が受診して、受診率は、45.8%で、合計の受診率は42.7%でした。下段のグラフは、県内市町の受診率のグラフです。香川県の平均受診率は42.8%であり、善通寺市は県内7位で少しずつ受診率が上がってきています。

次に、特定健診未受診者勧奨についてまとめました。平成30年度は、はがきによる受診勧奨と業者に委託して電話による受診勧奨を実施しました。9ページ、10ページを御覧ください。はがきによる受診勧奨は、1、2の平成29年度が未受診の60歳から69歳の方、882人と3平成29年度受診者の40歳から49歳の方、13人に送付しました。92人の方が受診され、割合としては10.3%です。11ページを御覧ください。電話による受診勧奨の対象者は、平成29年度未受診の40歳から59歳の方で、電話番号が判明し、除外者、番号相違を除いた450人に実施しましたが、受診勧奨できた方は、本人113人と家族等155人を合わせた268人で、59.5%でした。内訳としては、男女合わせて、既に受診していた方が20人、受診意向を示された方が38人、受診意向が明確ではない方が52人、受診意向がない方が76人でした。受診意向がない方76人の理由は、12ページの表を御覧ください。一番下のその他には、訪問診療や透析の治療を受けていたり、指定難病の治療を受けている、精神的な原因で外出困難であるといった理由があげられています。電話による受診勧奨は栄養士の資格を持っている方を条件とすることで、電話口での相談にも対応することができました。受診率の低い若年層に電話による受診勧奨をすることで、受診しない理由を直接聞くことができ、今後の受診勧奨の仕方についての資料とすることもできました。電話勧奨による受診率は、本人もしくは家族等に受診勧奨ができた268人中、22人が受診し、割合としては8.2%でした。また、令和元年度は受診率の向上を図るため、通知勧奨と電話勧奨の両方を業者委託し、AIによる選定・グループ分けを行い、受診勧奨

を実施しました。

続きまして、平成30年度特定保健指導の実績についてです。13ページ、14ページを御覧ください。平成30年度から保健指導専属の保健師、看護師を雇用することで、保健指導率が56.6%まで上昇しました。第3期特定健康診査等実施計画の最終目標60%を達成するために、今後も訪問や電話、手紙等各方面からアプローチを行い、継続して有効な保健指導を行っていきます。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、質疑をお受けしたいと思います。

(委員 特になし)

(会長)

ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結します。

(会長)

これで、議事は終了しましたが、他に全体を通して意見等はありませんか。

(委員 特になし)

ないようですので、本日の協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

今年度の運営協議会について予定はございません。来年度の開催日程は事前に調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

(会長)

以上で本日の国民健康保険運営協議会を終わります。ありがとうございました。